

預金保険法第五十八条の三第一項に規定する措置に関する内閣府令（平成十五年内閣府令第三号）

改正案	現行
<p>第一条 預金保険法（以下「法」という。）第五十八条の三第一項に規定する内閣府令で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2 前項第一号のデータは、機構が法第五十五条の二第二項の規定により金融機関から提出を受けた資料に基づき作成したデータであつて、預金者等（法第二条第三項に規定する預金者等をいう。以下同じ。）の預金口座のうち、当該預金者等が当該預金口座に有する預金に係る債権の全額が保険金計算規定（法第二条第十一項に規定する保険金計算規定をいい、法第五十四条の三第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）により計算した保険金として支払われるべきものとなる預金口座と、当該預金口座以外の預金口座を判別するためのデータを含むものとする。</p> <p>3（略）</p> <p>第二条 法第五十八条の三第一項の金融機関が郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。）である場合における同項に規定する内閣府令で定める措置は、前条第一項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる</p>	<p>1 預金保険法（以下「法」という。）第五十八条の三第一項に規定する内閣府令で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2 前項第一号のデータは、機構が法第五十五条の二第二項の規定により金融機関から提出を受けた資料に基づき作成したデータであつて、預金者等（法第二条第三項に規定する預金者等をいう。以下同じ。）の預金口座のうち、当該預金者等が当該預金口座に有する預金に係る債権の全額が保険金計算規定（法第二条第十一項に規定する保険金計算規定をいい、法第五十四条の三第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）により計算した保険金として支払われるべきものとなる預金口座と、当該預金口座以外の預金口座を判別するためのデータを含むものとする。</p> <p>3（略）</p> <p>（新設）</p>

措置とすることが出来る。

2| 前項に規定する措置には、保険金計算規定により計算した保険金の支払を行うことが出来ないものとするための措置を含むものとする。